

## 令和6年度 人材確保等支援助成金交付要綱

令和6年3月31日 制 定  
一般社団法人 兵庫県トラック協会

### (目的)

第1条 一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）は、深刻化するトラック運送業界のドライバー不足に対応するため、会員事業者が、求人情報誌等に求人広告を掲載した際の広告掲載料の一部を助成することで、トラックドライバーの確保を促進し、安心・安全で安定した国内物流の維持・発展に資する事を目的として助成金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱における「求人情報誌等」とは、求人情報誌・折り込みチラシ・求人サイト等企業の求人情報を掲載して、求職応募者を集める媒体をいう。

### (助成対象)

第3条 令和6年度に、会員事業者が求人情報誌等に求人広告を掲載した事業用トラックドライバーの求人広告掲載料を対象とする。

### (助成額)

第4条 助成金の交付額は、事業用トラックドライバーの求人広告掲載料の2分の1（千円未満切り捨て）で、5万円を上限とする。

### (交付申請)

第5条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、別に定める人材確保等支援助成金交付申請書（様式1）に次の①から③の書類を添付して兵ト協に提出しなければならない。ただし、申請は、1事業者1回限りとする。

- ①見積書又は請求書の写し
- ②領収書の写し
- ③実際に広告が掲載された事が証明できるもの（発行日が分かる求人情報誌等の写し）

### (助成金の返還)

第6条 兵ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

また、助成金の交付を受けた会員は、後に虚偽等の事実が判明した場合には、速やかに兵ト協に報告し、助成金を返還しなければならない。

- (1) この要綱その他兵ト協が定める事項に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(報 告)

第7条 兵ト協は、この要綱に定める助成制度について、会員事業者に必要な報告を求める  
ことができる。

(附 則)

本要綱は令和6年4月1日より適用する。